

木材引換券交付申請書

平成〇〇年 〇月 〇日

愛媛県林材業振興会議会長 様

【施主】

住 所

氏 名

印

えひめ材の家づくり促進支援事業実施要領第3の規定により、木材引換券の交付を申請します。

建築予定地	〒 790-0845 松山市 □□町 1丁目22-33
建築予定期間	平成29年5月～平成29年12月
上棟予定年月日	平成29年6月28日
施工予定者	(株) 林材工務店
他の補助事業の適用	・省エネ住宅ポイント事業：木造住宅（有・無） ・地域材利用木造住宅利子補給制度（有・無） ・その他適用を受ける補助事業（有・無） （名称： ）
備 考	

注1) 省エネ住宅ポイント事業の補助と重複は不可

注2) 裏面「確認書」の内容を確認して下さい

注3) 添付書類・・・建築予定を示した地図

設計図面（木材の使用箇所を示す図等のみ）

様式第2号別紙誓約書（二世帯住宅上乗せ助成対象者のみ）

※誓約書の添付書類として補助対象住宅に同居する二世帯全員の住民票が必要。ただし、二世帯がただちに同居を開始しない場合は、住宅建築完了後半年以内に住民票を提出すること

(裏面)

「えひめ材の家づくり促進支援事業」の申請にあたっての確認書

「えひめ材の家づくり促進支援事業」の申請にあたり、次の1～3に掲げる条件に異議ないことを確認します。

1. 提供される柱材等の種類、数量

- ①県内で生産されたスギ・ヒノキの柱材で日本農林規格（JAS）に合格したもの又はこれと同等以上の性能を有するもの（社団法人愛媛県木材協会が旧JAS法に準じて格付けしたもの）、かつ、天然乾燥又は人工乾燥により20%以下の含水率に至るまで乾燥させた材。
- ②1件あたりの提供数量は、スギ10.5cm角の3m材80本相当分（147,000円）とする。
- ③梁・桁について、県産材をすべて使用した場合、50千円/件を上乗せ助成する。
- ④以下に示す二世帯住宅の要件をすべて満たした場合、92千円/件を上乗せ助成する。
 - ア 住宅建築完了後半年以内に、補助対象の住宅に二世帯が同居する予定である。
 - イ 延床面積160㎡以上である。
 - ウ 浴室、便所、調理室、玄関のうち2つ以上が、複数設置されている。

2. 建築される住宅等に関する条件

- ①県内において、自らが5年以上使用するために建築する住宅等
- ②別表に掲げる主要部材に県産材を概ね80%以上使用し、延床面80㎡以上の住宅等
- ③建設中、愛媛県林材業振興会議から貸し出されるのぼりを設置するとともに、構造見学会等を行うなど、PRに協力することができる住宅等
- ④完成後、アンケートに答えるなど3年間のモニター協力ができる住宅等
- ⑤建築基準法及びその他関係法令（用地等も含む）を遵守して建築する住宅等
- ⑥国が実施する省エネ住宅ポイント事業における木造住宅の補助と重複しない住宅等

3. その他

- ①本事業は、柱材を提供するものであり、愛媛県及び愛媛県林材業振興会議は建築に関する一切の責任を負わない。
- ②事業の実施は、えひめ材の家づくり事業事施要領に基づき行う。

別表

土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋かい、小屋束、棟木、母屋、垂木、木造軸組耐力パネル

(注) 大工・工務店等施工業者とともに十分ご確認下さい。

年 月 日

【申請者】
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

【施工業者等】
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印